

瀬戸市運営推進会議等の設置及び運営に係るガイドライン

このガイドラインは、指定地域密着型サービス事業者に義務付けられている「運営推進会議」等の設置及び運営について、本市における指針を示すものです。

各事業者においては、このガイドラインに沿うよう「運営推進会議」等を設置及び運営するようお願いします。

1 設置義務のあるサービス

- ・地域密着型通所介護
- ・療養通所介護
- ・（介護予防）認知症対応型通所介護
- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

2 運営推進会議等の名称

事業所名称を冠し、「〇〇〇〇運営推進会議」と称する。

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、「〇〇〇〇介護・医療連携推進会議」と称する。

3 運営推進会議等の運用基準

- ・運営推進会議設置運用要綱^{別紙1}を定め、運営すること。
（なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、^{別紙1}文中の「運営推進会議」を「介護・医療連携推進会議」と読み替え、定めること。）
- ・運営推進会議等は定員の過半数の出席により成立すること。
- ・運営推進会議等の委員は、運営推進会議等において知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、委員を退いた後においても、同様とする。
- ・運営推進会議等の開催場所は、当該事業所等で開催することとする。
ただし、特別な事情によりやむを得ず当該事業所等で開催できない場合又は他の場所で開催する特別な事情がある場合にはこの限りではない。
- ・運営推進会議等の開催頻度は、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護は概ね6月に1回以上、療養通所介護は

概ね12月に1回以上、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)看護小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、概ね2月に1回以上とする。

- 設置義務のあるサービス事業所が併設である場合には、1つの運営推進会議等の設置で足り、当該運営推進会議等で両事業に係る評価等を行っても差し支えない。
- 設置義務のあるサービス事業所が併設してはいないが、利用者及び利用者家族については匿名とする等個人情報・プライバシーを保護すること、同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること、合同して開催する回数が1年度に開催すべき運営推進会議等の開催回数の半数を超えないこと(地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護は除く。)及び外部評価を行う運営推進会議等については単独開催で行うことの要件を満たした場合、複数の事業所の合同開催を認める。

4 運営推進会議等の構成員

運営推進会議等は、下記の者を含めて構成するものとする。

- 利用者又は利用者の家族
- 地域住民の代表者又は当該サービスに知見を有する者
- 市職員又は地域包括支援センター職員
- 地域の医療関係者(定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ)

※ 地域住民の代表者とは、町内会の役員、民生委員、老人クラブ代表者等とし、当該サービスに知見を有する者とは、各事業者が定める協力医療機関等の医師、学識経験者、福祉事業関係者等がこれにあたるものとする。また、地域の医療関係者とは、医師会の医師等、地域の医療機関の医師や、医療ソーシャルワーカー等がこれにあたるものとする。

※ 運営推進会議等は5名以上の委員で構成することとし、委員の選出分野の偏重を極力避けるようにすること。例えば、利用者家族2名、地域住民の代表者2名、市職員1名 計5名など。

5 運営推進会議等の議事内容

- 活動状況報告(任意様式)を作成し、それに基づいて運営状況を報告する。
- 自己評価、外部評価、介護サービス情報の公表を実施した際には、概要を直近の運営推進会議等で報告する。
- 事業所等は運営状況について評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴くこととする。あわせて、当該事業所等と地域との連携・交流に関することや、その他個別課題に関することについて意見交換を行う。
- 事業所等は、運営推進会議等の議事内容について、記録を作成する。

6 関係機関等への報告及び公表

- 運営推進会議等の終了後速やかに、市に運営推進会議等開催報告書^{別紙2}を提出すること。
- 活動状況報告書（任意様式）及び運営推進会議等開催報告書^{別紙2}を公表することとし、事業所の窓口で閲覧できるようにすること。
また、事業所等のホームページ等を活用し、公表の機会が増えるよう努めること。
- 活動状況報告書（任意様式）及び運営推進会議等開催報告書^{様式2}を、その完了の日から5年間保存すること。
- 運営推進会議等における報告資料については、利用者のプライバシー保護のため、利用者個人が特定される部分は削除するなど配慮すること。
- 提出された開催報告書は、市ホームページでも公表する。

7 運営推進会議等名簿の提出

市に対して運営推進会議等委員名簿^{別紙3}を提出すること。
また、委員に変更があった場合についても同様とする。

別紙 1

〇〇〇〇運営推進会議設置運用要綱

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、〇〇〇〇介護・医療連携推進会議設置運用要綱)

(目的)

第1条 「瀬戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」第〇〇^{※1}条及び「瀬戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」第〇〇^{※2}条に基づき、利用者や家族、関係機関などからの要望、助言等を聞き、また「〇〇〇(事業所名)」が提供しているサービスを明らかにすることにより、サービスの質の確保・向上を図ることを目的として、「〇〇〇〇運営推進会議」(以下「会議」という。)を設置する。

※1 (地域密着型サービス)

地域密着型通所介護 第59条の17
療養通所介護 第59条の38
認知症対応型通所介護 第80条
小規模多機能型居宅介護 第108条
看護小規模多機能型居宅介護 第202条
認知症対応型共同生活介護 第128条
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第177条
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第39条

※2 (介護予防地域密着型サービス)

介護予防認知症対応型通所介護 第39条
介護予防小規模多機能型居宅介護 第65条
介護予防認知症対応型共同生活介護 第86条

(組織)

第2条 会議は委員〇名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから事業所の長が委嘱する。

- (1) 利用者又は利用者の家族
- (2) 地域住民の代表又は当該サービスに知見を有する者
- (3) 市職員又は地域包括支援センター職員
- (4) 地域の医療関係者(定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ)

3 委員の任期は〇年とし、再任を妨げない。

(開催)

第3条 会議の開催方法は次のとおりとする。

(1) 会議は、原則として、2か月に1回開催とする。

※地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合は、「6か月に1回」、療養通所介護の場合は、「12か月に1回」とする。

(2) 会議は事業所の長が召集する。

(3) 会議の進行は事業所にて行う。

(議題)

第4条 会議の議題は次のとおりとする。

(1) 利用者の状況、サービス提供の状況

(2) サービスの評価

(3) サービスへの要望、助言など

(4) その他特に必要と認められた事項

(通知方法等)

第5条 会議開催の通知方法等は次のとおりとする。

(1) 会議開催予定日を市に報告し調整をする。

(2) 会議開催通知は、書面配付、掲示等により行う。

(3) 開催通知には、開催日、議事内容、報告事項及びその他意見交換事項を含む。

(記録の作成及び公表)

第6条 会議の議事については、開催の都度、報告事項、評価、要望、助言、出席者の発言等の記録を作成し、各委員に送付するとともに事業所内において閲覧できるようにする。

(守秘義務)

第7条 守秘義務については次のとおりとする。

(1) 運営推進会議委員は、会議において知り得た利用者及び家族の情報を他に漏らすことをしてはいけない。また、委員を退いた後においても、同様とする。

(2) 運営推進会議委員に関する個人情報、行政監査、介護サービス情報等における氏名等の最小限の情報提供以外は、同意無しに、または、同意を得ずに公表される事は無い。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、事業所において処理する。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

事業所名

運営推進会議等開催報告書

開催日時 平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
参加者	議題
利用者 名	
利用者家族 名	
地域住民の代表者 名	
市職員 名	
地域包括支援センター職員 名	
事業所 名	
会 議 録	

運 営 推 進 会 議 等 名 簿

事業所番号	
事業所名称	
担当・連絡先	

氏 名	構 成 区 分	職 名 等

※1 「構成区分」欄には、利用者及び利用者の家族、地域住民の代表者、当該事業について知見を有する者、市職員、地域包括支援センターの別を記入してください。

※2 「職名等」には、町内会の役員、民生委員、老人クラブ、医師、学識経験者、福祉事業関係者等を記入してください。